㈣　銀行持株会社のうち、㈤の認定を受けたものは、届出により、銀行業高度化等会社が営むことができる業務のうち一定のもの（以下「特例銀行業高度化等業務」という。）を専ら営む会社を持株特定子会社（銀行持株会社の子会社である銀行の子会社以外の子会社をいう。）とすることができることとした。（第五二条の二三の二第六項及び第八項関係）

㈤　内閣総理大臣は、銀行持株会社の申請により、銀行持株会社が、当該銀行持株会社並びにその子会社である銀行及び特例銀行業高度化等業務を専ら営む持株特定子会社の業務の健全かつ適切な運営を確保するために必要と認められる基準に適合することについて、認定を行うこととした。（第五二条の二三の二第七項関係）

㈥　内閣総理大臣は、㈤の認定を受けた銀行持株会社が基準に適合しなくなったと認めるときは、当該銀行持株会社に対し、措置を講ずべき期限を示して、基準に適合させるために必要な措置をとるべき旨の命令をし、又は認定を取り消すことができることとした。（第五二条の三四の二関係）

2　子会社対象会社以外の外国の会社の保有に関する規定の整備

㈠　銀行又は銀行持株会社は、次のいずれかに該当する場合には、その子会社に係る業務範囲規制にかかわらず、子会社対象会社以外の外国の会社が子会社となった日から一〇年を経過する日までの間、当該子会社対象会社以外の外国の会社を子会社とすることができることとした。（第一六条の二第六項及び第五二条の二三第五項関係）

(1)　現に子会社対象会社以外の外国の会社を子会社としている子会社対象外国会社等を子会社とすることにより、子会社対象会社以外の外国の会社を子会社とする場合

(2)　外国特定金融関連業務会社（金融関連業務のうち一定のものを主として営む子会社対象会社以外の外国の会社をいう。）を子会社とする場合

㈡　銀行又は銀行持株会社は、次のいずれかに該当する場合に内閣総理大臣の承認を受けたときは、その子会社に係る業務範囲規制にかかわらず、㈠の期間を超えて当該承認に係る子会社対象会社以外の外国の会社を引き続き子会社とすることができることとした。（第一六条の二第八項及び第九項並びに第五二条の二三第七項及び第八項関係）

(1)　子会社対象外国会社等の競争力の確保その他の事情に照らして、銀行又は銀行持株会社が子会社対象会社以外の外国の会社を引き続き子会社とすることが必要であると認められる場合

(2)　外国特定金融関連業務会社等の競争力の確保その他の事情に照らして、外国特定金融関連業務会社が引き続き金融関連業務以外の業務を営むことが必要であると認められる場合

3　その他（第五二条の二一及び第五二条の二一の二関係）

㈠　他の銀行又は銀行持株会社の子会社である銀行持株会社であって当該銀行持株会社の属する銀行持株会社グループの経営管理を行うものは、内閣総理大臣の認可を受けて、銀行持株会社グループに属する二以上の会社（銀行を含む場合に限る。）に共通する業務であって、当該業務を銀行持株会社において行うことが当該グループの業務の一体的かつ効率的な運営に資するものを、当該二以上の会社に代わって行うことができることとした。

㈡　銀行持株会社は、㈠の業務のうち軽易な業務については、届出により行うことができることとした。

二　農業協同組合法、水産業協同組合法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、信用金庫法、長期信用銀行法、労働金庫法、保険業法及び農林中央金庫法の一部改正関係

1　地域の活性化等に資する業務の追加等

銀行法の改正に準じて、所要の規定の整備を行うこととした。

2　保険契約の申込みの撤回等の方法の追加

保険契約者等による保険契約の申込みの撤回等について、電磁的記録により行うことができることとした。（保険業法第三〇九条第一項及び第四項関係）

三　金融商品取引法の一部改正関係

1　地域の活性化等に資する業務の追加

一の1の㈠に準じて、所要の規定の整備を行うこととした。（第三五条第一項関係）

2　金融商品取引契約の解除方法の追加

顧客による金融商品取引契約の解除について、電磁的記録により行うことができることとした。（第三七条の六第一項及び第二項関係）

3　国内における海外投資家等向けの投資運用業に係る届出制度の整備

㈠　外国において外国当局の監督を受けて海外投資家向けの投資運用業を行う外国法人等について、一定期間、届出制により、国内において当該投資運用業等を行うことができることとした。（附則第三条の三関係）

㈡　主として海外投資家を出資者とする集団投資スキームの投資運用業に係る届出制度を創設することとした。（第六三条の八～第六三条の一五関係）

四　金融機関の合併及び転換に関する法律の一部改正関係

1　業務の継続の特例

合併又は転換後の金融機関は、予見し難い経済情勢の変化その他やむを得ない事情がある場合において、内閣総理大臣等の承認を受けて、合併又は転換の日の契約の総額等を超えて、資金の貸付け等に関する業務を継続することができることとした。（第六条関係）

2　合併前の代理業又は電子決済等代行業の許可等に関する特例

金融機関の合併又は転換の日において現に代理業又は電子決済等代行業の許可等を受けている者は、当該合併又は転換の日に、合併又は転換後の金融機関の種類に応じた代理業又は電子決済等代行業の許可等を受けたものとみなすこととした。（第五一条の二、第五一条の三及び第六七条関係）

五　預金保険法の一部改正関係

1　報告又は資料の提出の請求等

預金保険機構（以下「機構」という。）は、破産手続開始の決定を受けた銀行等の取締役等に対し、当該銀行等の業務及び財産の状況について報告を求め、又は当該銀行等の帳簿等を検査することができることとした。（第三七条第三項関係）

2　破綻金融機関等の取締役等の破綻の責任を明確にするための措置（第三七条の二関係）

㈠　機構は、破綻金融機関等の取締役等の職務上の義務違反に基づく民事上の責任を履行させるため、訴えの提起その他の必要な措置をとらなければならないこととした。

㈡　機構は、その役員又は職員が㈠の措置に係る職務を行うことにより犯罪があると思料するときは直ちに所要の報告をさせ、当該報告があったときは告発に向けて所要の措置をとらなければならないこととした。

3　預金者等の保護及び破綻金融機関の債権者間の衡平を図るための資金の貸付け

機構は、破綻金融機関から、預金者等の保護及び破綻金融機関の債権者間の衡平を図るために必要とする資金の貸付けの申込みを受けたときは、運営委員会の議決を経て、当該申込みに係る貸付けを行う旨の決定をし、当該貸付けを行うことができることとした。（第六三条関係）